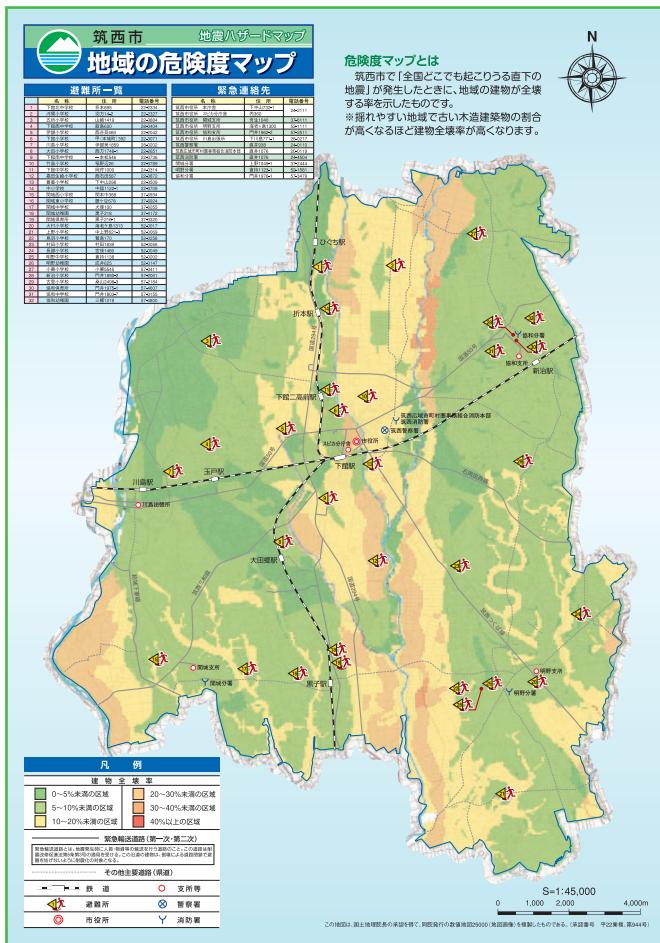
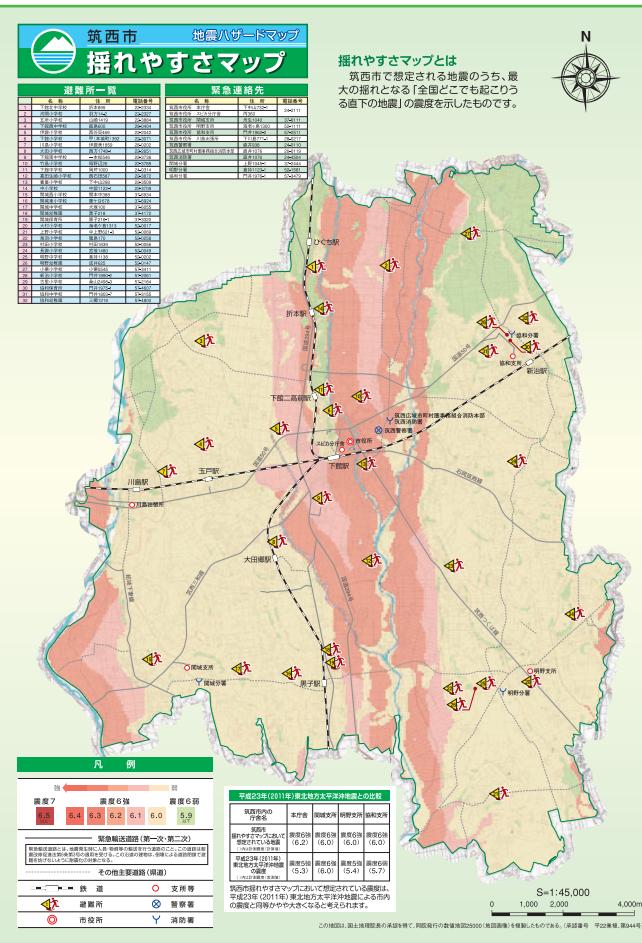


4 地震に対する安全性向上に関する啓発・知識普及



地震ハザードマップの作成・公表

- ① 住民への地震ハザードマップの配布
- ② 行政機関への地震ハザードマップの配布
- ③ 特定建築物の所有者への地震ハザードマップの配布

相談体制の整備・情報の充実

- ① 身近な広報による耐震特集記事の発信
- ② パンフレットの作成・配布
- ③ 筑西市ホームページでの耐震情報の公開

リフォーム耐震や啓発活動

- ① リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ② 地域住民等との連携による啓発活動

「耐震改修促進計画、木造住宅の耐震診断」に関するお問い合わせは

筑西市 土木部 建築課 TEL:0296-20-1177 (代表)
E-mail:kenchik@city.chikusei.lg.jp



筑西市耐震改修促進計画

概要版

1 計画の策定にあたって

目的

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「促進法」という。)に基づき、建築物の耐震化の向上に努め、筑西市における地震被害の軽減を図るために策定します。

経緯

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、促進法が制定されました。その後、新潟県中越地震などの被害を伴う大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況となっています。平成18年に法改正も行われ、建築物の耐震改修の実施が強く求められています。平成23年3月に、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震が発生し、茨城県においても甚大な被害をもたらしています。こうした経緯をふまえ、筑西市では、建築物の耐震改修促進化の基本となる本計画を策定します。

計画期間 平成23年度～平成27年度

対象となる建築物

● 住宅

住民の生命・財産を保護するため、耐震改修の誘導と啓発をし木造戸建て住宅などの耐震診断及び耐震性の劣る住宅の耐震化を促進します。

● 特定建築物

促進法の要件に該当する民間建築物で、かつ、建築基準法の耐震関係規定に適合しない耐震性の劣る建築物の耐震化を促進します。

● 公共建築物

促進法の要件に該当する市有建築物で、地震時に災害対策本部や避難収容拠点となる防災対策拠点施設の耐震化を優先的に促進します。

※特定建築物とは、多くの人が利用する大規模な建築物を表す。具体的に、促進法第6条第1号で定められた用途や規模に該当し、かつ昭和56年5月以前の旧構造基準による建築物である。

2 建築物の耐震診断・耐震改修の目標設定

想定される地震規模、被害状況

筑西市に影響の大きい「茨城県南部地震(マグニチュード7.3)」と、どこでも起こりうる直下の地震(マグニチュード6.9)を認識し、それに備えて建築物の耐震化を図るものとします。

被害項目	被害数
建物全壊	30,190棟
死者	240人
負傷者	7,780人
負傷者のうち重傷者	760人

(資料:平成21年5月改定茨城県耐震改修促進計画)

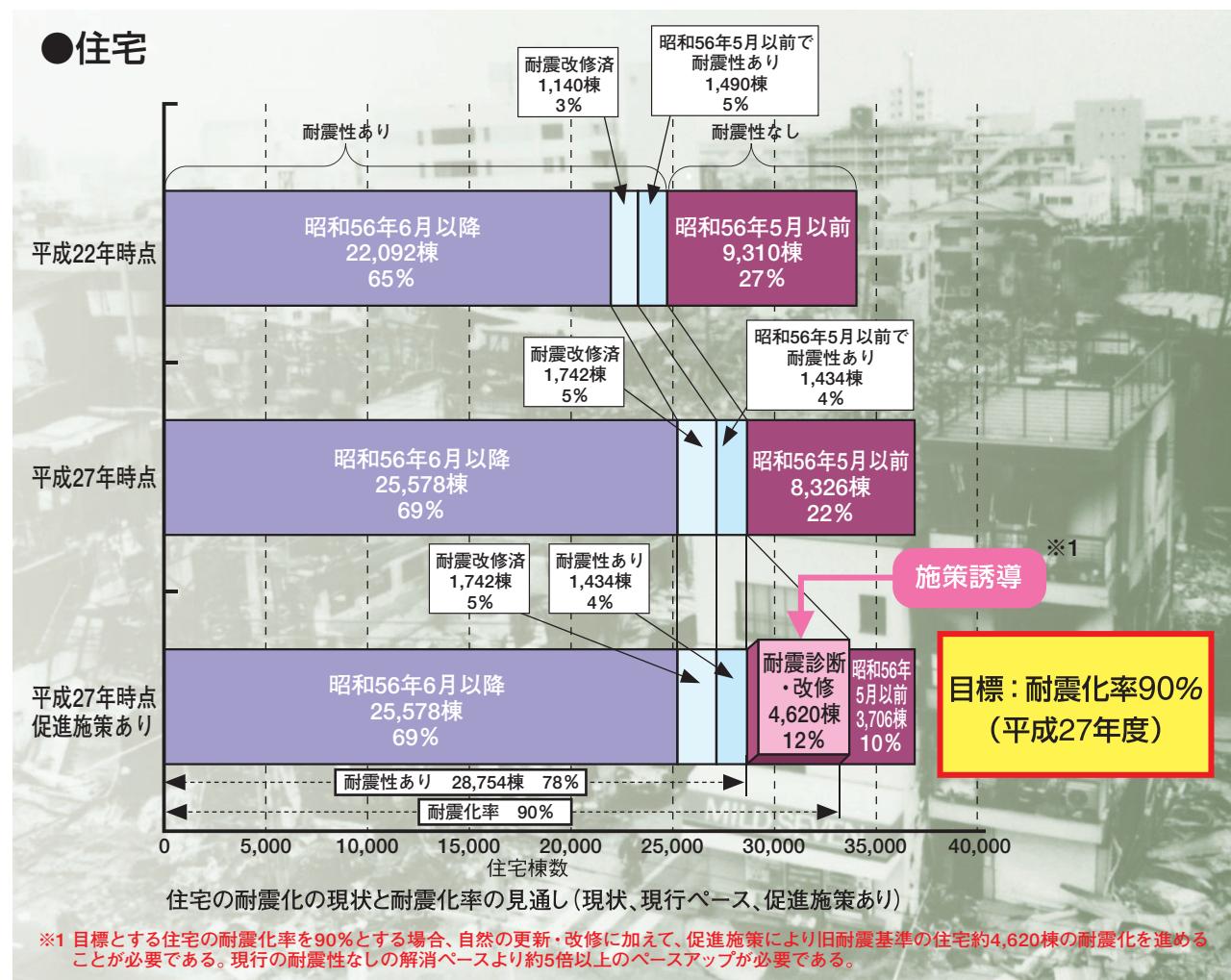
茨城県で被害が生じた過去の主な地震災害

日本暦	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城県の被害状況
明治28.1.18	茨城県南東部	7.2	—	圧死者4、負傷34、全壊家屋37
大正12.9.1	相模湾(関東大地震)	7.9	震度4	死者5、負傷者40、全壊家屋517、半壊家屋681
昭和5.6.1	茨城県北部沿岸	6.5	震度5	水戸外で小被害
昭和6.9.21	埼玉県中部(埼玉地震)	6.9	震度5	負傷1、半壊家屋1
昭和13.5.23	茨城県沖	7.0	震度5	県北部で小被害
昭和13.9.22	茨城県沖	6.5	震度5	県内で僅少被害
昭和13.11.5	福島県沖	7.5	震度5	県内で僅少被害
昭和62.12.17	千葉県東方沖	6.7	震度4	負傷者24、家屋の一部破損1252
平成12.7.21	茨城県沖	6.4	震度5弱	屋根瓦の落下2棟
平成14.2.12	茨城県沖	5.7	震度5弱	負傷1、建物被害12棟
平成14.6.14	茨城県南部	4.9	震度4	負傷1、建物被害8棟、倒壊5
平成15.11.15	茨城県沖	5.8	震度4	負傷1
平成17.2.16	茨城県南部	5.4	震度5弱	負傷7
平成17.10.19	茨城県沖	6.3	震度5弱	負傷1
平成23.3.11	三陸沖	9.0	震度6強	死者20、重傷32、全壊家屋290、半壊家屋1563 (H23.3.26現在)

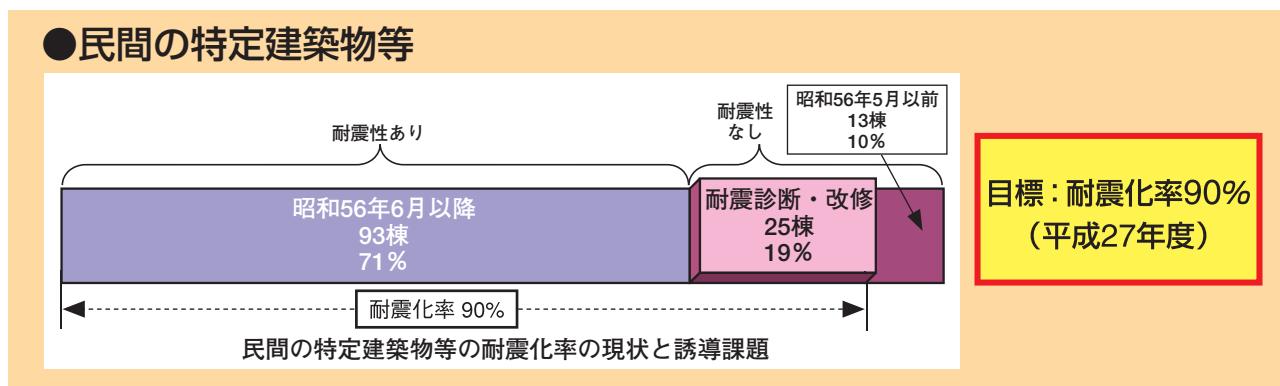
(資料:「災害の記録(茨城県の災害)」、茨城県消防災災防「消防防災年報」、水戸地方気象台「茨城の気象百年」)

耐震化率の現状と目標

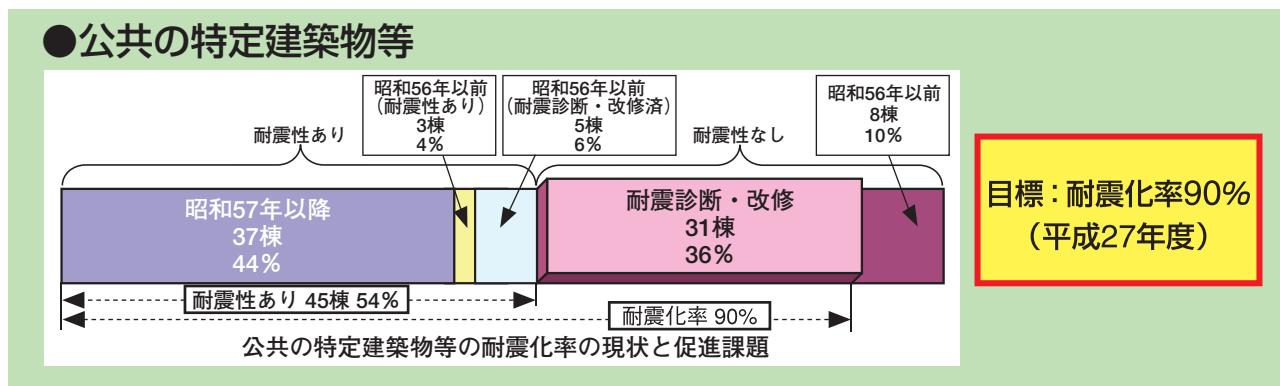
●住宅



●民間の特定建築物等



●公共の特定建築物等



3 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図る施策

基本的な取組方針

① 防災拠点となる特定建築物の耐震化

防災拠点の耐震性を確保するため、学校や病院等を対象に耐震診断と耐震改修を計画的に実施していきます。

② 多数の人が利用する特定建築物の耐震化

人的被害を軽減するため、店舗、事務所、工場、賃貸住宅等を対象に、県や建築士会と連携した指導・助言等を行うなど、耐震改修等の促進を図っていきます。

③ 戸建住宅の耐震化を継続実施

昭和56年以前に建築された戸建て住宅の所有者の意識啓発に努めるとともに、木造住宅の簡易耐震診断の相談を継続実施していきます。

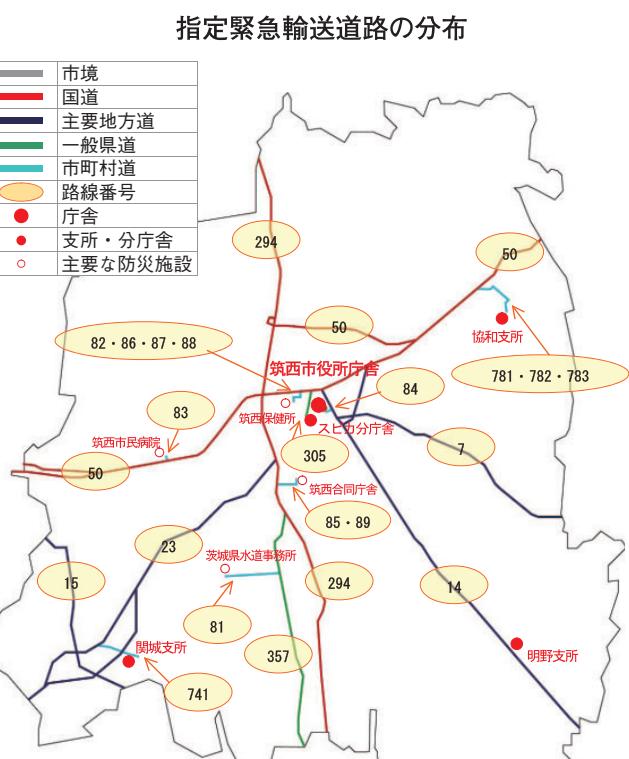
④ 多数の人の円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の耐震化

緊急輸送道路を対象に、沿道で道路を塞ぐおそれのある建物の現状把握を進め、所有者に指導・助言等を行い、耐震化の促進を図っていきます。

耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断・耐震改修に対する融資制度及び、住宅の耐震改修における税の特例措置の紹介により、住宅の耐震診断・耐震改修を促進していきます。

平成18年度から実施している、木造住宅の簡易的な耐震診断を継続するとともに、旧耐震基準の木造住宅を対象に一般診断や精密診断などの耐震診断の支援事業及び、耐震診断を行った結果、耐震改修が必要となる住宅の耐震改修の支援を検討していきます。



安心して耐震改修を行える環境の整備

住宅耐震・リフォームアドバイザー登録リストの公表、いつでも相談しやすい常設窓口での対応、専門家・技術者及び住民対象の講習会の企画、地区ぐるみの耐震勉強会、学校での防災教育などの環境整備に努めます。

地震時の総合的な安全対策

家具等の固定による転倒防止、窓ガラス・天井の落下防止、ブロック塀の転倒防止、地震のかけ崩れによる住宅被害の軽減などの対策に努めます。